

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

外国の罰金も損金不算入に

Q：平成10年度に改正された罰金の取扱いについて教えてください。

A：外国での罰金等も損金不算入とされます。

【解説】

法人税法の規定によると、罰金・科料・過料は損金不算入とされていますが、法人が外国政府や外国の地方公共団体に支払う罰金等については、この規定が適用されないと解釈され、損金に算入されるものとして取り扱われてきました。

今回の改正では法の整備を図る目的で、外国や外国の地方公共団体が課す罰金と科料について、損金不算入項目に含める措置がとられています。なお、外国等の課する過料については、損金不算入の対象とはされていません。

罰金と科料は刑罰の一種で、罰金の方が重く、科料の方は主として軽犯罪に対して適用されます。一方、過料は刑罰ではなく行政罰です。

日本の罰金・科料・過料がすべて損金不算入とされているのに、外国で課される場合、過料だけ損金不算入の対象から除外されるのは、外国には、日本では罰則の対象とならないような行為が、処罰の対象となることもあり、外国政府等に課される罰金等をすべて損金不算入の対象とするのは酷であるとの考えからです。

